

魯西亞國條約並稅則

全

720
6981
1



魯西亞國條約英稅則

720
6981
1

帝國大日本大君と全魯西亞國帝 懇親と厚く
及ひ兩國人民貿易之規則を立て永久の基と爲
充全なる之事を欲して條約を取結ぶ事と爲し
日本大君と永井玄蕃頭并に信濃守堀織部正岩瀬
肥後守津田半之助と命し
魯西亞國帝もエフミニユースプーチヤチンと命して次の
條とを議定せり



第一條

安政元年癸丑十二月廿一日

即子八百五十六年
十一月廿六日
第二月廿七日

下田少輔

定めたる約書と此條約と共に存し並同附録毎不

あ政四年己九月七日

即子八百五十七年
十月十二日
十月十三日

長崎より定めしむ

追加約書と廢す

第二條

向後日本政府とサントペートルビルグに在るる政事不

預る役人と任し又魯西亞國の各港の内小在國を
法取締の役人及び貿易と交並する役人と任し
其政事不預る役人及び頭立たる取締の役人と魯
西亞小別恙の日より其國の初内と旅行を
魯西亞國帝と江戸小居留をるチプロマチーキア
任をるるチプロマチーキアAGENT及のコンシユル
其職務を以し日本國の初内と旅行をるる免

許わる一

第三條

下田長崎箱館港の外次小の場所と左の期
限より開く

神奈川

午七月より十月の後より

七月一日

兵庫

四月の凡の十月の後より

八月二十三年
一月一日

其の外日本西海岸に於て凡十六ヶ月の後より八月

六十年一月一日より一港を開く一其場所此

名を開港以前より魯西亜コンシユル小達を

神奈川を開き一後六月より下田港を鎖を

第四條

魯西亜政府と日本開港の場所の内小コンシユル或は

コンシユライルアゲント等を任を

日本政府と其場所と於てコンシユル或はコンシユライル

及所附屬のもの及び小属する学校病院等取建
造する所の場所と貸渡を——

第六條

前又小港の場所小控々魯西亜人連絡在留又と一
時逗留と許せし——其その等は一箇の地と賃とせし
て借りし取らば建物取建は是と賃の式を賃とせし
貸り又新小社祠堂倉庫等と建るものとも許し——

いしもの是と建るに托しつて要害の場所と取建る
事と變りて成さざる所——此等の爲に其建るものと
新築改造修復の節々日本及人——とを分ちし——
魯西亜人建物の爲借渡の場所并港々の定則と各
港の及人と魯西亜コンニユルと議定を——と議定し
つゝ其時々其事件と日本政府と魯西亜チプロマチ
キアгент小示し——を並せし——

第六條

魯西亞人唯商賣をなす為にのみ江戸并大坂小運
前より事を以てし

江戸 千七百九十一年の後より 千八百六十二年
一月一日

大坂 同前二十一年の後より 千八百六十二年
一月一日

此處所の町小於く魯西亞人建築を償ふ以て借入る事
相商なる一區の場所并散賣を以て規程を定めて是

以人と魯西亞のチプロチキアゲントと議定を以て

第七條

日本小一時或は連綿を同の魯西亞人衆眷を携ふる
事を免し且自ら其宗法を念し宗法を償ふる事を
以て長崎より於て端繪のは来り既小廢せり

第八條

日本開港の場所小於て魯西亞人衆の規程たるの

如

箱館 各方一凡十里

長崎 其町の周囲小一町。所料所と限りなく

神奈川 江戸の方小旅々六ヶ川 川崎と品川の間にありて
海灣小舎を川より
を限りなく其地を各方一凡十里

兵庫 京都と距る事十里の地と際各方十里兵庫小舟の船の繋
人の兵庫と大坂とありて海灣小舎を株名川の川筋と城といふ

都々其里数と各港のまの取より陸路の程は

なりやを里と魯西亞尺なりと三フエルステニ二百

二千二サツセン即ち一万に千七百七十ふアト為海岸

より旅々遊て開く所は一港歩道の規程を日本

役人として魯西亞チプロマチーキアケントと議定を了

魯西亞人重立たる悪事いふを裁りて又又とる事

持よりて再び裁許ふ事せしれしものな居前の場

取より一里の外ふもをなくし其を若等日本奉り

より國地退去の事と魯西亞コンシユル小事を了

其者在諸引合等コンレユル紀海の上退去の期限程縁
の段相叶一々其期限を交一々をテ年を越ゆ
應一々

寺社及び休息所を除くの外凡て城堡及び門
河系取一括なく一々来り傍一々

第九條

双方國人品物と賣買する事総て障なく其國の役人

是も互合いし法日本人魯西亞人より得たる如く

と賣買一或と取柄一用ゆらと妨か此條を條約より
時玉中觸派より

魯西亞人日本の賤民を雇ひ高賣向其外法用事不
充る事も免き一

此條約不添たる高法の別冊と互ふ本書同様不
得也

第十條

總て國地外輸入輸出の如く別冊の通り日本没折一
運上と納む一

日本の運上取少く荷を中立の價と奸巧くとを
る時と運上取より相違の價は法け其の物を買
入る事と誤を了し其を悉くれと吾む時と運上
取人より付けざる價も從て運上と納む一水先
其の時と其價を公並と買上

輸入の荷物定例の運上納海の上は日本人より水中
に搬送するも別と運上とを取立る事か
高税目録も定めたる運上言日本船及び他國の
船船より外國より輸入せる同く荷物の運上と減
する時と魯西亞人も同様も受せる也

魯西亞政府海軍用意の品津奈川を海箱館の内小
陸揚一庫内小港めく魯西亞政府商人も運上る物

は運上の沙汰又及を以て其品と賣掛ふ時と買受る
人より規定の運上と日本没所ふ納む所

第十一條

阿片の輸入と嚴禁たるを若魯為亞高船三斤

魯西亞
量目

四ポント三六
ソロツツニツキ

以上と持渡す其を料の品と日本没人

らんと取上る

魯為亞人日本没所の阿片高賣ふ付て課税はる

時と其品取上一斤より付二十ルーブルの過料と日本

没所へ納められ本國嚴禁の控を以て買上る

第十二條

軍用の諸物と日本没所の外へ賣渡すは在外出入

互の取引と差構わること

米並麦と日本運上の魯西亞人及び船中乗組員

者又は船中旅客食料の爲の用意と不足を

与ふとも積蓄として輸出せざる事を許さず其産する
取の鋼日本要用の餘分には其時日本没取
みく公けの入札として拂ひ返さる

第十三條

外國の法貨幣と日本貨幣同種類の同量とを通用
を許す 金と銀と銀と量目 双方の國人互ふ品物の代
料を拂ふ日本と外との貨幣を用ゆる事妨がす

開港後凡そ年の中各港の没取より日本の貨幣
と魯為亞人預次身引替返を爲し日本法貨幣
と 鋼鉄 輸出せざる事と得兼外國の金銀と貨幣に
對するも積蓄するも輸出せざる

第十四條

双方國人の事論ある時と兩國の没人吟味と遂げ
日本人罷りたる時と日本没取所なくこれを得る魯為

亞人眾ある時其國のコンシユルよりこれと對する
事終く下田條約不定めり

法を犯せる魯為亞人の事不付てはコンシユル預不依
て扶助を其雜費と事毎不魯為亞コンシユルより
相商の償を出入

魯為亞コンシユル居合る港あて犯法の魯西亞人と
日本没入取押(最寄のコンシユル不達)これと對
並せしむ

此條約中の規定並別冊不記せる取の法則を犯せ
不於ては魯為亞コンシユル裁取不(違同取不)と
吟味の上取上取並過料と日本没入(取不)と

第十お條

返く日本と魯為亞との條約を改め又加入せん
とある時其國政府再檢をり事當然たりと

いとも此條約調判より凡十年とる後兩國
の内より一ヶ年前小通達を

第十六條

以後他國のもの小許容せる處を證據なく魯西
亞國にも免を

魯西亞國小於ての日本人も同様たる

第十七條

此條約の類を其末年六月二日
即ち八百六十九年
七月一日より執

りし

本條約を日本大君の所名と與平と署し老中
俱小名を記し魯西亞の方小ては國帝自ら名を
記し言友のその俱小名を記し國帝と終し
以證とを

此本書を其末年六月二日
即ち八百六十九年
七月一日迄の内或る

其以前小ても都合次第江戸又とサントペートルル
おろく取替ま一以仮條約書と日本諸魯西亞
語と双方の全權各本國の文小調下一和英譯
文と双方通詞名を記一是と添く取替まその也

安政五年戊午七月十日

永井玄蕃頭花押

井上信濃守同

堀織部正同

岩瀬肥後守同

津田半三郎同

其の第一は、
 地方の金控を
 文に及ぶ通
 海河海川
 折展可致
 帯 綴 巻 用 區

税則

日本開きたる港へ小於て魯為亞商民貿易の

章程

第一則

日本開港の場所（魯為亞商船入津次第二十日時

中魯為亞の小船又も頭立たるものより日本没取

魯為亞コンシエルの請取の書付と差出を了

は請取書ハ魯為亞國の提通り認めたる船目錄

其外の書類と魯為亞コンシユルへ預けたる法取
書なり

其上ふて其その大を船のさしし書と出たし

右差出書と入津の船の名其船と仕ゆたる

港の名領敷船司又と頭立たるもの名案

紐束たる旅人の名係組有く
時々徳入る係組の熟人数と徳

るもの少く書付の通相遠なる名と船司又と

頭立たるもの奥書紋し其名前と書載たる

ものあり

同時小其船の積荷の表書と没所小預くし

右ハ其荷物の譜牒並書付入目付教とを送

状と徳し通小写し其荷物に交光の人の名

前と記したるもの也

和申用意の品物の目録も表書(書加ふし)

但船中用意の品も書付の通相違あるも船主

又と頭立たるその書一其名前を記す

此書書の文面相違の廉を日本の十二時^{魯為亜の}の中

^{二十日時}

お付改るお於ては色料を出し及らんを船限

より後お書改むるう又と書書差を一方避洋

あるお於ては二十ルーブルの色料を日本改所へ納

むす

若書中に書載するおと陸揚するに於てハ其お

二重の運上と日本改所へ納むべし

船司或ハ頭立たるもの入港の手教前書の期限

より急し急る毎お八十一ルーブルの色料を日本

改所へ納むべし

岡たる港お魯為亜コンシユル居合せする時おコンシユル

お計船の事件お魯為亜と和親の外圍のコンシユル

又も日本運上所にて取計ふ也

第二則

日本政府より其港内入津の船軍艦と小運上降く方改め

の役人等入る事當然なる

系組の者たを右役人と丁寧小取扱ひ船中より出

来以丈と相商の用役とせん也

夜中は日本役所より免なくして船卸を漁る人

荷揚船船く出入口荷物とは船並く戸にありとも

夜中も日本役人控と卸し又も平封し更くの取締

を急し置し一先免しありしてこそと聞き又も

積平封と破り品物と何物もそのつは其祀たる

人毎小八十一ルールの過料を日本役所へ取立し

日本役所へ商船の差出と出さしして船卸し

又も其事と謀るるおくは次の條小定たる通取

押一日本没所一取上

荷物の申言候の品と積荷目録小載せし取込

至收納と減せんとは仕組たるものは其品と日本没所

一取上

日本の用ふる港少く密賣買をまは勿論と仕組

り不魯為亜和と其品と日本没所一取上たると記

せる毎小一子三百六十ルーブルの色料と納む

候儀の為入津の形々の積荷と運上なく陸揚

日本没所一預る漁一係統お仕事兼商人等の諸入

用と相商の儀をむと漁一若其品物の内と賣拂ふ

時とそ品物丈と規定の通運とと日本没所一納

む

積荷と同港内の他船一積を時と日本没入見分乃

上事情明白小相分り免状と受らるは定の運上か

第三則

品物を送る者又は引受人の者より入津の品物
と陸揚せんとする時を積荷の差出書と日本
没所へ出さしめし

以書面を積荷主又は引受人の名前積送たりし
の名品物の積荷書付其品物の斤数不考毎
品の代料を認め其趣々高と其書付の末小認

むす

都ては差出書付を持主又は引受人認たる限り
荷手價減りたる書面少く日本没所の規定に觸
きたる限り品物を荷手澄撥しと移し名品を
認めし

右を通り積荷目録又差出等の書類を日本没所不
差出右書付を積荷用書品等取個所迄と品物とも

日本改所の領たる一

日本改入右の通差出たる荷物の内又も其惣秤と
定式と通り改む一若運上改所取寄せ改め其
事何きは輸入人の失費相を以成るべく丈
品物の損せざる様よし一改所の上と素の如く
取給束さし一を取調方格外時日と費さる一
若も又も輸入人銘く持交の品改所改所より引渡

さる心お輸入の途中

日本改所へ送る
以前の事とす

破壊損傷の品

公附とすは商人より其辰運上改所より其品取
扱ふ職業として廉潔ありと此商人以上出金直組
為致其荷物毎小損一多紙分別し記し之後
番敷とも小説書小認込角一を日本改入立合
並組人署名を記す一

右の記札若く持束の差出書付一流越高の内と

川を去る一を條約第十條の取極の通運上没取
少く五拾五事左條に有るに
一

諸運上納海の後運上没所より陸揚げ不若返免
許状を渡す一を品物渡一方の運上没所不ても
船中不ても其者の領小但を一一
輸出極するもの物と船に積送する前廣小運
上没所一船名品物の積簿を付入言行数量目性各

並代料を記せる差出書付と出書面と通聊備
あき由と積出入等從據としてを名品を認め一
運上没所一差出以前船中積込たるもの物毎運上
没所一差出海の上禁制の品と竊に積の中不
入きものは改の上日本没所一取上無一
船中商用の品又と禁裡旅客の商用衣類等を運上
没所一差出書付と出取不及も

第四則

出港手数と領事館は日本十二時魯西在 二十時前小運上

及所へ申上りて以期限申上る手数遅くせらるるは

取扱は勿論なるべし手数及止る事何れは

日本領人より船員又も頭立たるもの兼て船員は

取引人等（其後中後魯西要コンニ元へ）達を了し

魯西亞國の軍艦と入港出港運上船の手数及るは

運上役人兼出り方の役人兼構ふ事あり

魯西亞國飛脚の為の蒸氣船と入港出港の手数と

一日ふいふ日本小上陸する旅客兼品物の外と

岩書及出書商の手数なりといへども何れ後とも

入港の役毎々出港入港の手数といふは強し

薪水食料等用意の為入港の諸商船又も船員と其

積荷の岩書と出書と不足といへども出港入港の手

敷を為さしし若し積荷を賣拂りんと願ふ時は
第一則の通定式輸入の手数をいふしし
税則毎條約書中不船と唱ふるものはミキツバルク
ブリツキスクー子ルスループ蒸氣船等を却ていふあり

第六則

日本運上及所の規則不違ひたる偽りの若し積荷
周縁を出入し流書不名前を記せしる軍は其犯を毎ふ

百六十八ルーブルの通料と日本及所不納むしし

第六則

噸税と日本開港の場所おろく魯瓦亞船より取
立しといしもたの規定の通其地と其運上
及所不納むしし

其船の入港手数料二十ルーブル二十コピーキス
其船の出港手数料十ルーブル

運上所より出る各免状并其外の各書小付ニル

ブルニヒキス

商税目録

魯西亜人日本開港場取小持紙一陸揚する諸
品物小付日本没所一左の目録之通運上と納

む海

一類

貨幣小送りたる令銀并貨幣小送りたる令

銀並用の衣服

家財并版本

以上南賣の爲小せらる日本小立而
もる魯西亞人所持の物なり

右の品々は運上あり

二類

船の造作器具修復装束の爲に用ゆ。諸品あり

繻渙道具の諸品

蒸氣機釜

石炭 下タン 鉛 錫 生絹 糸

粉 パン 并 パンの粉 塩漬食物の諸品

活獸の諸類

右の品々は各分の運上を納む

三類

都て蒸溜泡釀又々他の法小て製しを神と

碎しむる飲もの

右々三割み分の運上を納む

四類

一 魚て前類の内ノ記さるる品は二割の運上

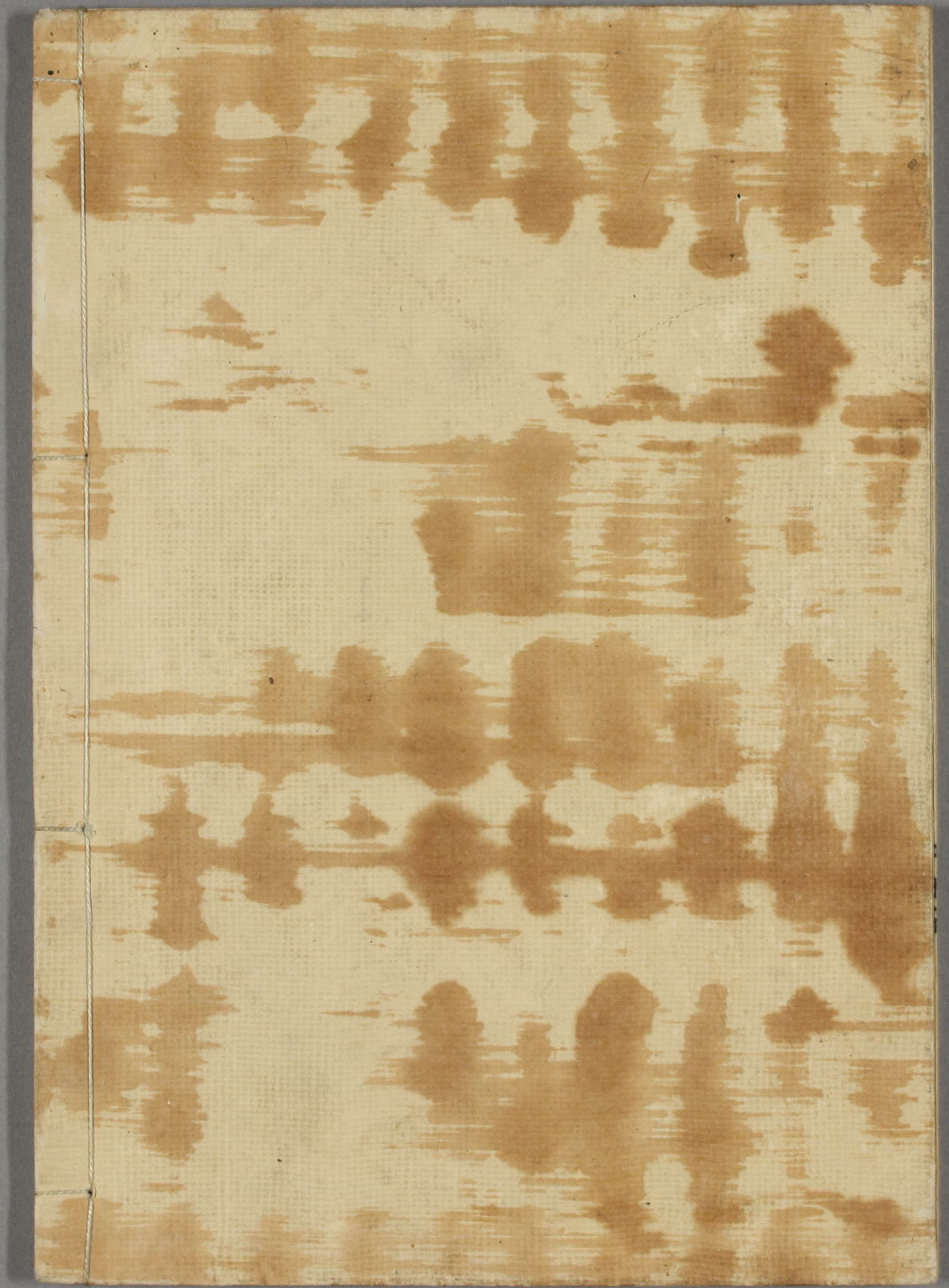
と納む一

一 金銀貨幣并掉柄の外は日本産の品を積

荷として輸出する時と五分の運上を納む一

右々神奈川開港後五年より日本政府迄と

望まば商税目録を再議す一



安政六年己未開鑄

五國條約書

附
稅則